

## 実績評価書

平成17年8月

政策体系	番号	
基本目標	2	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
施策目標	5	生活衛生関係営業の振興等により生活衛生の向上・推進を図ること
	I	生活衛生関係営業における衛生水準の確保及び振興を図ること
担当部局・課	主管部局・課	健康局生活衛生課
	関係部局・課	

## 1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標1	生活衛生関係営業の経営の安定・強化・充実を図ること (実績目標を達成するための手段の概要) 生活衛生関係営業の経営の安定・強化・充実を図るために、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(昭和32年法律第164号)第3条により、国民生活に密着している業種の営業者の組合化を図るとともに同法第56条の2に基づき定められた振興指針に沿った振興計画を作成している。				
(評価指標)	H12	H13	H14	H15	H16
振興計画の認定件数 (件)	517	519	519	519	517
(備考)	振興計画の認定件数は、厚生労働省健康局生活衛生課及び地方厚生局で把握した件数である。				
実績目標2	営業における高齢化社会への対応を図るため、シルバースター登録旅館数及び福祉浴場の前年度比増を図ること (実績目標を達成するための手段の概要) 生活衛生関係営業の振興、衛生水準の向上及び高齢化社会への対応を図るといった観点から、関係組合が設けているシルバースター登録制度(※1)、福祉浴場(※2)についての情報提供を行っている。  ※1：シルバースター登録制度とは、高齢者が利用しやすいよう、宿泊施設の設備・サービス・料理面で一定基準に整備された旅館・ホテルを対象とした認定登録制度である。 ※2：福祉浴場(デイセンター)とは老人等の健康増進、疾病予防等を図るため、公衆浴場の施設を利用した入浴介助等を伴う入浴サービス事業を実施する公衆浴場である。				
(評価指標)	H12	H13	H14	H15	H16
①シルバースター登録旅館数 (件)	850	922	953	973	968
②福祉浴場を実施している公衆浴場数 (件)	—	125	232	242	342
(備考)	評価指標は、①については全国旅館生活衛生同業組合連合会調べ。②については健康局生活衛生課及び全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会が各都道府県公衆浴場業生活衛生同業組合から聞き取ったもの(平成13年度より調査実施)。				
実績目標3	消費者・利用者の権利利益を擁護すること (実績目標を達成するための手段の概要) 提供する役務の内容や施設や設備の表示の適正化等により、利用者や消費者がサービスや商品を購入する際の選択の利便を図るといった消費者保護の観点から、厚生労働大臣が指定する業種(現在は、理容業、美容業、クリーニング業、めん類飲食店営業、一般飲食店営業の5業種。めん類飲食店営業と一般飲食店営業は平成17年11月から登録開始。)について標準営業約款を定めている。 ○関連する経費(平成16年度予算額) ・標準営業約款推進事業2百万円				

(評価指標) 標準営業約款登録施設数 (件)	H12	H13	H14	H15	H16
理容業	65,901	61,853	59,521	59,350	58,954
美容業	28,764	27,223	26,105	26,085	25,783
クリーニング業	5,362	5,271	4,885	4,721	4,614

(備考)  
評価指標は、全国生活衛生営業指導センター調べによる。  
標準営業約款登録施設数が減少傾向であるのは、高齢化等で廃業する組合加入の理髪店等が多かったため。

## 2. 評価

### (1) 現状分析

#### 現状分析

振興指針に基づく振興計画の認定件数は、全 583 組合中、517 件(平成 16 年 10 月末)であり、慢性的な不況の中で休業・廃業する営業者が多く、休止状態に陥っている組合がある状況にもかかわらず 9 割弱の認定件数を維持している。

シルバースター登録旅館は、968 件(平成 17 年 4 月末)であり、前年と比較して 5 件減少している。

福祉浴場実施公衆浴場数は、342 件(平成 17 年 3 月末)であり、前年と比較して 100 件増加している。

標準営業約款登録件数(平成 17 年 3 月末)は、(理容業 58,954 件、美容業 25,783 件、クリーニング業 4,614 件)であり、それぞれ前年度に比べて若干減少している。これは慢性的な不況や高齢化等で廃業する組合加入の理髪店等が多かったためである。

生活衛生関係営業における衛生水準の確保及び振興を図るという観点から、全組合が振興計画を提出し、認定が受けられるような指導、シルバースター等の登録旅館等が増加するように組合に対しての各種の情報提供及び消費者擁護の施策の実施を今後とも引き続き実施する必要がある。

### (2) 評価結果

#### 政策手段の有効性の評価

生活衛生関係営業の経営の安定・強化・充実を図ることについては、5 年ごとに策定される振興指針(平成 16 年度は飲食店営業(めん類)、旅館業、浴場業の全面改正がなされた。)に基づき、各組合が策定した振興計画に従い、5 年間にわたる計画的な事業運営を実施することにより、経営の安定と強化につながるものである。また小規模零細企業である生活衛生営業者が個別では実施できない事業についても、組合を通じることによって、計画的に経営の安定・強化・充実を図ることができ、このことは国民の衛生水準の向上に資しているものであるため、当該施策は有効である。

営業における高齢化社会への対応を図ることについては、旅館組合及び浴場組合に対し各種の情報を提供しているところであるが、シルバースター登録旅館及び福祉浴場が増えることによって、高齢者の利用が促進され、ひいては国民の福利厚生の向上につながっており効果が上がっている。

標準営業約款の設定、登録によって、消費者・利用者はサービス等を購入する際に選択の利便を図ることができ、その権利利益を擁護するに資する。また、消費者とのトラブル防止という営業者への利益にもつながり、有効である。

#### 政策手段の効率性の評価

振興計画の策定については、国からの資金的な支援は無いものの、振興指針の運用に関する指導を通じて振興計画の立案等に与える影響は大きいものがあるため、経営の安定・強化・充実にとどまらず、生活衛生水準の向上に結びついていることから効率的な手法である。

シルバースター登録件数は、高齢化社会の到来を反映してこれまで年々増えてきたところだが、数自体は前年度比で微減したものの、水準としては変わらない。なお、このシルバースター登録は、個々の旅館、ホテルの創意工夫を凝らした組合独自の制度であるので、国としての資金を用いずに実施しているので財政上の観点からも効率的な手法である。また、福祉浴場の実施浴場数も前年度と比較すると増加しており、効果が上がっている。

標準営業約款制度については、毎年 11 月を「標準営業約款普及登録促進月間」と

定め、全国生活衛生営業指導センター及び各都道府県生活衛生営業指導センターを通じてポスター、チラシ、テレビ、ラジオ等のマスコミへの情報提供という方法及び消費者団体との懇談会等の場を用いて約款制度の周知を効率よく行うことで約款の登録の推進をおこなっている。これにより、生活衛生関係営業における衛生水準の確保を効率的に進めている。

#### 総合的な評価

生活衛生関係営業において、各種施策が一定の実績を上げており、また、国民の身体に重要な影響を及ぼすような事例はほとんど報告されていないことから、各種施策は生活衛生水準の確保及び生活衛生関係営業の振興を図る上で一定の効果をあげていると考えている。

評価結果分類	分析分類
②	②

### 3. 特記事項

- ①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項  
標準営業約款の設定に当たっては、学識経験者等を入れた検討委員会を開催した。
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況  
なし。
- ③総務省による行政評価・監視等の状況  
なし。
- ④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）  
なし。
- ⑤会計検査院による指摘  
なし。